# 令和6年度第2回智頭町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和6年5月10日(金) 午後2時00分
- 2. 開催場所 智頭町総合センター2階 情報交流室
- 3. 出席委員(14人)

会 長	1番	前川	義憲					
会長職務代理	14番	小宮山	晃 次					
委 員	2番	春 摘	要	3番	宮	内	敬介	_
	4番	竹 下	るみ子	5番	林		悦子	_
	6番	草刈	満男	7番	青	木	正焦	į
	8番	古 谷	葉 子	9番	浮	田	益美	₹
	10番	葉狩	健 一	11番	池	本	英夫	ŧ
	12番	111 田絵	周 一	13番	长	石	憲太郎	ζ

- 4. 欠席委員(な し)
- 5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(3人) 農地利用最適化推進委員

15番 西 沖 和 己 16番 谷 口 真 一 17番 国 石 宣 広

- 6. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の決定
  - 第2 報告第1号 公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
  - 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
    - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
    - 議案第3号 非農地等現況証明願の決定について
    - 議案第4号 地籍調査に伴う農地の地目認定について
    - 議案第5号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について
    - 議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見決定について
    - 議案第7号 令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について
- 7. 農業委員会事務局職員(2人)

事務局長 山中章弘 書記安道千景

8. 会議の概要

## 開会

# (開会午後2時00分)

#### 事務局長

ただ今から、令和6年度第2回智頭町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、14名の委員に対し全員の出席ですので、総会は成立しております。 それでは、開会にあたりまして、前川会長にご挨拶をお願いいたします。

## 会 長

(開会挨拶)

#### 事務局長

ありがとうございました。

それでは引き続き、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、前川会長に 議事進行をお願いします。

#### 議長(会長)

それでは、本日の議事に入ります。

日程第1「議事録署名委員の決定について」を議題とします。

智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議 長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

# (「異議なし」の声あり)

## 議長(会長)

異議なしということですので、それでは、7番 青木正篤委員、8番 古谷葉子 委員にお願いをいたします。

次に、日程第2 報告第1号「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時 転用報告書について」を議題とします。

公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書を、下記のとおり受理したので報告するものです。

それでは、事務局に報告させます。

#### 事務局長

議案書の1ページをご覧ください。

公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告です。

(議案書に基づいて届出書の内容を説明)

以上、2件提出がありました。

また、地区担当委員の方には詳細資料をお配りしております。

以上です。

#### 議長(会長)

次に、日程第2 報告第2号「農地法第18条第6項による通知書について」を 議題とします。

農地法第18条第6項の規定による通知書を、下記のとおり受理したので報告するものです。

それでは、事務局に報告させます。

# 事務局長

それでは議案書の3ページをご覧下さい。

農地法第18条第6項の規定による通知書、いわゆる合意解約について1件提出

がありました。

## (議案書に基づいて届出書の内容を説明)

以上です。

## 議長 (会長)

報告が終わりました。報告案件は以上です。

次に、日程第3 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を 議題とします。

農地法第3条の規定により、下記の農地申請があったので審議を求めるものです。

それでは番号1と2番一緒に、事務局の説明を求めます。

## 事務局長

それでは、議案書の4ページをご覧下さい。

権利種別が、番号1と番号2の交換移転となっております。

番号1は3筆あります。一筆目の農地の所在が大字福原字樽見下土居275番、地目は畑、面積は9.91㎡。二筆目が同じく字樽見下土居281番1、地目が田、面積380㎡。三筆目も同じく字樽見下土居287番2、地目が田、面積29㎡。田んぼ2筆、畑1筆の、合計3筆で418.91㎡です。

譲渡人は大字福原 263 番地の●●●●さん、譲受人は大字福原 278 番地の●●● ●さんです。

続きまして、番号2です。農地の所在が大字福原字大江田754番1、地目が田、 面積が536 ㎡です。

譲渡人は大字福原 278 番地の●●●●さん、譲受人は大字福原 263 番地の●●● ●さんです。

申請事由としましては、お互いが農地の管理をし易くするためとなっております。

場所についてですけども、別冊の申請位置図をご覧ください。

番号1ですが、1ページ国道373号線の福原橋を駒帰方面に過ぎた左手側にある農地になっております。2ページにその公図、3、4ページが現況写真となっております。

次に番号2ですが、5ページをご覧ください。ここは福原パーキング付近の、今は止められましたが、道草の駅の横にある農地になります。6ページにその公図、7ページが現況の写真となっております。

以上です。

#### 議長(会長)

説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、10番 葉狩健一委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

#### 10番

先月の27日土曜日に、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$  さんと $\bullet \bullet \bullet \bullet$  さんのお母さんの $\bullet \bullet$  さんに現地でお会いしました。

3ページの写真を見ていただきますと、①の写真に家が見えますが。これが●●

●●さんのお家です。その近くの畑です。これまでは●●●●さんが耕作していた

のを、●●●●さんに。

もう一方は、5ページの扇型のところは、福原パーキングの嵩上げで分筆された 残りの536 ㎡で、道草の駅の裏側に●●●●さんが畑を持っておられます。

ですので、常時一体的に近いところで耕作できる、お互いの利便性を考えて、等 価交換のようなことで話が成立した、ということで本人たちに確認しました。 以上です。

議長(会長)

これより、質疑に入ります。

ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手を願います。

(質問、意見なし)

議長(会長)

ありませんか。

発言がないようなので、それでは採決いたします。

議案第1号 番号1及び番号2について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

# (全員挙手)

議長 (会長)

全員賛成ですので、議案第1号番号1及び番号2は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第3 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めるものです。

それでは番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の5ページをご覧ください。番号1です。

農地の所在が大字大背字道ノ下 1012番、地目は畑、面積 506 m²です。

権利種別は所有権移転、贈与です。

譲渡人は大字大背 1018 番地の●●●●さん。譲受人は同じく大字大背 1018 番地の●●●●さん、息子さんです。

転用目的は農家住宅で、設置施設等は個人住宅及び駐車場となっております。

譲受人は現在、父である譲渡人を含め10名と実家で同居されております。結婚後、自身の家族も増えて実家が手狭になったために、実家の農業を継ぐため、実家の機接地である申請地を選択されたということです。

資力及び信用については、金融機関の事前審査結果で確認できており、農地制度に関し信用を失う行為は認められておりません。

転用許可日より、約4ヶ月で工事完了予定ということです。転用の妨げとなる権利を有する者はないため、転用事業は遅滞なく行われるものと考えられます。

計画面積についても、土地利用計画図から妥当と判断しました。

事業計画書、被害防除計画書からも排水等周辺の農地に与える影響も少ないと判断しました。

場所ですけれども、申請位置図の8ページをご覧ください。ここは五月田の農産物加工所と五月田集落の中間点付近の農地になります。9ページに公図を付けております。

10ページには、今回の申請地を選んだ土地選定理由書。11, 12ページには事業計画書。13, 14ページに被害防除計画書。15ページに土地利用計画図。これはちょっと見にくいんですが、右側に「家庭菜園」とあるとこ以外は砂利を敷かれるそうです。16ページに平面図、17ページに立面図、18ページが現況の写真となっております。

以上です。

#### 議長 (会長)

説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、4番 竹下るみ子委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

#### 4 番

議案第2号番号1について調査の結果を報告します。

5月7日に申請者の●●さんの家族と現地で確認をしました。農地法第5条第1項の審査基準に基づき調査を致しました。事務局の方で詳しく説明されましたが、申請者の家族が増え、実家が手狭になったために、実家の隣接地である申請地を転用し、住居を構える計画をされているということです。

転用による付近の農地は離れているために、農地の状況や被害防除については問題なく、許可を受けた後は滞りなく事業を進めていきたいということでした。

申請どおりで間違いなく問題ないことを確認しました。

以上で終わります。

## 議長 (会長)

説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙 手をお願いします。

(質問、意見なし)

## 議長(会長)

よろしいでしょうか。それでは発言がないようですので採決いたします。 議案第2号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお 願いします。

### (全員举手)

#### 議長 (会長)

全員賛成ですので、議案第2号 番号1は原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第3 議案第3号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。

非農地等現況証明願を下記のとおり受理したので決議を求めるものです。

それでは、番号1について事務局に説明を求めます。

### 事務局長

それでは議案書の6ページをご覧ください。

番号1です。農地の所在が大字三吉字上土居219番1、地目は畑、面積17㎡。 二筆目が同じく字上土居219番3、地目が畑、面積10㎡の合計27㎡です。

所有者は大字三吉962番地の●●●●さんです。

非農地の事由としましては「72年以上前から墓地として使用し、現在に至る」 となっております。

場所につきましては、申請位置図の19ページをご覧下さい。国道53号線から十日市橋を渡り、突き当たりの家から右に入った奥の墓地ということになります。20ページに公図、21ページが現況の写真となっております。 以上です。

# 議長 (会長)

ただいまの説明に関連しまして、9番 浮田益実委員に現地の事前調査をお願い しておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

#### 9 番

議案第3号番号1について、現地の確認5月4日に行いました。

21ページの現地の写真を見てもらうと、隣が町の三昧田という土地でして、地区の誰が行ってもいいような墓地になっています。個人所有ではなく共同墓地で、その隣に、一番手前側に見えるのが●●●●さんの墓地でして、畑というような状況に見えるようなところがありません。年寄りというか、昔の人に聞いてみると、どのくらい前か知らんですけど「うの洪水」というのがあって、あの辺一帯が洪水で流れて、畑に出来るような状態でなくて、その時代から墓が埋設されたような状況です。

現状で言うと、全然問題のないような面積でもありますし、畑が残っているようなところではありませんので、墓地のままでいいと思います。

以上です。

#### 議長 (会長)

説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

## (質問、意見なし)

# 議長 (会長)

よろしいですか。

それでは採決いたします。議案第3号 番号1について、原案のとおり決定する ことに賛成の方は挙手をお願いします。

### (全員挙手)

# 議長 (会長)

全員賛成ですので、議案第3号 番号1は原案のとおり決定いたしました。次に、番号2について事務局に説明を求めます。

# 事務局長

それでは再度、議案書の6ページをご覧ください、番号2についてです。 農地の所在が大字大呂字カシケ瀧337番6、地目は畑、面積は14㎡です。 所有者は鳥取市吉成777の45の●●●●さんです。

非農地の事由としましては、「昭和56年、県道の買収に伴い埋め立てをして、 農機具庫を建てて現在に至る」となっております。

場所につきましては、申請位置図の22ページをご覧下さい。大呂のふるさと水辺公園前の主要地方道津山智頭八東線、芦津方面に向かっての農地となります。

23ページに公図、24ページが現況の写真となっております。

以上です。

#### 議長 (会長)

ただいまの説明に関連して、14番 小宮山晃次委員に現地の事前調査をお願い しておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

## 14番

調査結果を報告いたします。

5月の4日に●●さんにお会いして、お話をお伺いしました。事由にあるように 県道拡幅に伴いまして買収されて、その残地を埋め立てて、写真のような建物を建 てられたということです。

これは、これまでの農地利用状況調査でも再生困難と判定はしておりますが、このたび本人さんの方から申請が上がってきたものです。

もう建物も建って20年以上経過しておりますし、とても農地に戻せるような状況ではありませんので、申請どおり非農地で問題ないと思います。

以上です。

#### 議長 (会長)

説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手を願います。

(質問、意見なし)

# 議長 (会長)

ございませんか。

それでは採決いたします。議案第3号 番号2について、原案のとおり決定する ことに賛成の方は挙手をお願いします。

#### (全員举手)

#### 議長 (会長)

全員賛成ですので、議案第3号 番号2は原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第3 議案第4号「地籍調査に伴う農地の地目認定について」を議題 とします。

地籍調査事業に伴う地目変更認定を求めるものです。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局長

それでは議案書の7ページをご覧ください。

これにつきましては、智頭町地籍調査課から依頼のあったものであります。番号1です。大字中原の二筆。詳細は8ページに載せております。

以上です。

議長(会長)

ただいまの説明に関連して、10番 葉狩健一委員に現地の調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

9 番

中原の地籍調査推進委員をしておりまして、ちょうどこのところは実際立ち会っておりまして、今回改めて確認していないんですけど、このあたり全部山地になっておりまして、農地以外の土地で間違いないありません。

以上です。

議長(会長)

説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手を願います。

6 番

この、所有者の氏名名称の「山郷村」というのは、これはいわゆる村有というか、 共有地なのかな。

事務局長

詳しく調べておりませんが、旧山郷村で、財産区になるのではないかと思うので すが。

議長(会長)

他にありませんか。

(質問、意見なし)

議長(会長)

ないようですので、それでは採決いたします。

議案第4号 番号1について、全て「農地以外の土地」と意見を付することに賛成の方は挙手をお願いします。

#### (全員挙手)

議長(会長)

全員賛成ですので、議案第4号 番号1は全て「農地以外の土地」と意見を付することに決定致しました。

次に、日程第3 議案第5号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」 を議題とします。

智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見決定を求めるものです。

なお、議案第5号につきましては、整理番号2から番号3について11番 池本 英夫委員が、整理番号5番については番号9番 浮田益実委員が権利設定を受ける 者となっている事案ですので、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与の 制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

(浮田益実委員、池本英夫委員退席 午後2時36分)

議長(会長) それでは、事務局に説明を求めます。

事務局長 それでは、議案書の9ページをご覧下さい。

4月19日付けで智頭町長から農用地利用集積計画書(案)意見決定を求められたものであります。

利用権設定面積ですが、全て田で合計 6,425 m<sup>2</sup>です。

利用権を設定する者が5名、受ける者が4名となっております。

期間につきましては、3年未満が812 ㎡、3年から5年未満が2,790 ㎡、5年から10年未満が753 ㎡、10年以上が2,070 ㎡となっております。

それでは10ページで詳細について説明いたします。

(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明) 以上です。

議長(会長) 説明が終わりました。

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長(会長) よろしいですか。

それでは採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

議長(会長) 全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定することにいたしました。 浮田益実委員、池本英夫委員の復席を認めます。

(浮田益実委員、池本英夫委員復席 午後2時44分)

議長(会長) 次に、日程第3議案第6号「農用地利用集積等促進計画(案)の意見決定について」を議題とします。

智頭町長より農用地利用集積等促進計画(案)の意見決定についての提出があったので、意見を求めるものです。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局長 それでは、議案書の11ページをご覧ください。議案第6号についてです。

4月19日付けで智頭町長から農用地利用集積等促進計画(案)の意見決定を求められました。これは農地中間管理機構を通じた貸し借りのものとなります。

今回利用権設定される面積は全て田で、4,580 m<sup>2</sup>です。

利用権を設定する者が5名、受ける者が4名。

期間は5年から10年未満が2,541㎡、10年以上が2,039㎡です。。

それでは12ページで詳細について説明いたします。

(議案書に基づいて、農用地利用集積等促進計画の内容を説明)

以上です。

議長(会長) 説明が終わりました。

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長(会長) よろしいですか、それでは採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(会長) 全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり決定することに致しました。

次に、日程第3議案第7号「令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」を議題とします。

令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)を別冊のとおり 作成したので決議を求めるものです。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局長 それでは事前にお配りしている「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の

推進の状況その他事務の実施状況の公表」をご覧ください。

(別冊公表 (案) に基づいて内容を説明)

以上です。

議長(会長) | 説明が終わりました。

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方

は挙手願います。

7 番 2番の耕地面積の、田が 477、畑が 57 で合計が 545 ですよね。次のページの現

状は管内の農地面積が534。これ合ってないんですけど。これは何でしょうか。

事務局長 1ページの方は直近の耕地作付面積統計から引っ張ってきているということで、 2ページ目の現状というのは、前回の総会の時に計画を決議してもらったのです

が、令和4年度にこういう数字が上がってきており、それをここに持って来なさいとなってます。そのあたりで統計の面積と令和4年の目標から引っ張って来ている

面積ということで違いがあるのではないか、と思っております。

その差がどうなのか詳しい分析が、ちょっとまだ分かってなくて、統計から持って来たものと、過去の、2年前ですか、それに載ってたもの引っ張って来なさいということの違いです。

議長(会長)

令和5年以前のそこがどうなっていたか、青木委員が言われるように、調べてなかったですけど。

7 番

同じように農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」にとあるけど、ちょっとよく分からないですね。

3 番

これ、おそらく年度が違うんでないですか。 直近と言いながら1枚目と2枚目の年度が違うのでは。

事務局長

違うと思います。一枚目の年度は今から2年ぐらい前のものが入っていると思います。 令和4年度の目標値なので、 令和3年ぐらいの面積だと思います。

拾ってくる年度が違うので、来年もこれを作る必要があると思いますので、それまでには、どこの年度でどこが違うのかというのは、自分なりに勉強したいと思います。

議長(会長)

ちょっとそういうことがありましけど、採決に入らせてもらってよろしいでしょうか。

それでは議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

# (全員挙手)

議長(会長)

全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり決定することにいたしました。 それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会 第2回総会を閉会いたします。

閉会

(閉会午後3時01分)

# 農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

# 令和6年5月10日

智頭町農業委員会議長 前 川 義 憲

智頭町農業委員会委員 青木 正 篤

智頭町農業委員会委員 古谷 葉子